

# 特別支援学校設置基準における校舎面積の算定式

校舎

	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	
幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	
小学部 又は 中学部	一以上 十八以下	1110	950	1070	1210	870
	十九以上 百八以下	1110+24(児童又は生徒数-18)	950+24(児童又は生徒数-18)	1070+27(児童又は生徒数-18)	1210+30(児童又は生徒数-18)	870+24(児童又は生徒数-18)
	百九以上	3260+16(児童又は生徒数-108)	3120+16(児童又は生徒数-108)	3540+17(児童又は生徒数-108)	3920+21(児童又は生徒数-108)	3090+15(児童又は生徒数-108)
高等部 (単独)	一以上 二十四以下	1410	1240	1260	1570	1160
	二十五以上 百四十四以下	1410+17(生徒数-24)	1240+17(生徒数-24)	1260+20(生徒数-24)	1570+22(生徒数-24)	1160+17(生徒数-24)
	百四十五以上	3470+13(生徒数-144)	3340+13(生徒数-144)	3680+14(生徒数-144)	4200+17(生徒数-144)	3300+13(生徒数-144)
高等部 (併置)	一以上 二十四以下	480	480	490	590	480
	二十五以上 百四十四以下	480+21(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)	490+22(生徒数-24)	590+26(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)
	百四十五以上	2990+13(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)	3140+14(生徒数-144)	3710+18(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)
幼稚部	一以上 五以下	190	170	190	220	190
	六以上	190+18(幼児数-5)	170+18(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)	220+22(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)

(備考)

- ・小学部及び中学部を置く特別支援学校は小学部及び中学部の在籍者数を合算することとする。
- ・重複障害を有する幼児児童生徒は、主たる障害区分により、その数を幼稚部は1.67倍、小学部及び中学部は2倍、高等部は2.67倍して算定することとする。
- ・視覚障害者である幼児児童生徒、聴覚障害者である幼児児童生徒、知的障害者である幼児児童生徒、肢体不自由者である幼児児童生徒又は病弱者である幼児児童生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る基準面積は、障害区分ごとに、部毎（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児児童生徒数をそれぞれ当該障害区分の幼児児童生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児児童生徒数により加重平均した面積とする。

# 特別支援学校設置基準における運動場面積の算定式

運動場

小学部		中学部又は高等部		幼稚部	
児童数	面積（平方メートル）	生徒数	面積（平方メートル）	幼児数	面積（平方メートル）
一以上 二百四十以下	2400	一以上 二百四十以下	3600	十以下	360
二百四十一以上	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	二百四十一以上	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$	十一以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$

（備考）

- ・ 中学部及び高等部を置く特別支援学校は中学部及び高等部の在籍者数を合算することとする。
- ・ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の必要面積は、在籍者数及び学級数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の運動場面積とする。